

平成24年度決算審査

議会は、議長と議会選出監査委員の桐井議員を除く全議員で構成する平成24年度当別町各会計決算審査特別委員会（以下決算委員会）を設置した。

決算委員会は、一般会計と6つの特別会計歳入歳出決算と水道事業会計の平成24年度決算について、平成25年9月19、20、24日に審査を行い、原案のとおり認定すべきものとした。

なお、決算委員長から「土木費の審査においては、除排雪業務全般にわたる質疑が行われた。町民との対話を進め、最大限の費用対効果を得るため、効率的かつ効果的な除排雪の在り方について検討し、それぞれの地域において円滑な除排雪業務が進むよう努力されたい」と報告があった。

除排雪関係について質疑が集中！

質疑応答（要旨）

総務費

柏樹委員

需用費から19節（負担金補助補助及び交付金）へ流用したが、19節の不用額が流用額以上出ている。財政管理費も予備費から充用し、それを超える金額が不用額となっているが結果的に流用する必要があったのか。また流用する判断は誰がするののか。

総務課長

19節への流用は町村会負担金である。総務の一般管理費の中に総務係費用と人事係費用それぞれの予算を組んでおり、町村会負担金は総務係、不用額の大きなところは人事係が出している。細節でそれぞれ別な費目になっている。流用は担当部長の最終決裁である。

財政課長

旧中小屋中学校土地明け渡し訴訟を想定した弁護士事務委託料があり、平成24年度内ぎりぎりまで訴訟提起の可能性があったことが不用額となった原因である。

民生費

柏樹委員

社会福祉総務費で20節扶助費が倍以上不用額となった理由は。

福祉課長

平成25年2月、緊急的な灯油価格高騰により、高齢者世帯、障がい世帯に対し灯油代の一部を助成。931世帯を対象とし、助成件数は425件であった。

柏樹委員

実数と予算の違いの理由は。

福祉課長

1月に入り灯油価格が急騰し、申請期間が2月19日から1ヶ月で、チラシの全戸配布、ポスター掲示、夜間受付も実施したが申請期間が短かったことなどが原因。

農林水産業費

柏樹委員

林業総務費の報償費の中身と支出はいつか。

農林課長

昨年9月1日、3日に町内ゴルフ場で熊の目撃があり、町で委嘱していたヒグマ防除隊員の方に9月2日から7日間朝と晩、2ヶ所のゴルフ場の巡回をお願いし、巡

回に対する報償費を計上した。支出は10月に支出している。

秋場委員

巡回はどのような方か。

農林課長

当別猟友会である。

土木費

柏樹委員

排雪の関係について、幹線道路、生活道路の区分をどういう形で設定し、説明を行ってきたか。また排雪の定義は。

後藤委員（関連質問）

メーター数や距離数などの積算根拠は。雪対策協議会と町はどういう形で意思決定をしているか。

建設課長

行政と地域と協働で幹線道路と生活道路に分けて排雪作業を行っている。街路、通学路、バス路線といったところを重要路線である幹線道路と位置づけ、それ以外は生活道路としている。重要路線すべてが幹線道路になっているわけではなく、生活道路の一部もバス路線や通学路があったりしている。排雪の定義は、ロータリー車でダンプに積み、雪堆積場に運搬する排雪とする以外に除雪車等で押しやり、ロータリー車で飛ばしたり、有効な空き地を利用して一時堆積するのも排雪の一部にしている。町は雪対策協議会の事務局として担い、排雪時期等については、役員会で議論をし、決めている。積算根拠について、生活道路は地域から負担をし、町から同額の補助をする制度になっている。幹線道路は、町が除雪、排雪を実施している。

後藤委員

幹線道路と生活道路の距離数に変化はないのか。雪対策協議会の役員会が開催されないで排雪に入ったことはないか。

柏樹委員

生活道路や幹線道路とわかる図面を配ったことはあるか。

建設課長

新設道路等で若干増はあるが変更はしていない。幹線道路の地図は平成24年1月の行政推進会議で配布している。排雪時期は、雪対策協議会の総会あるいは役

員会での意思決定で行っている。

柏樹委員

図面は、町の広報には出しているか。今、町で捉えている課題は。また、空き地に溜めてその後ダンプで堆積場に持っていく排雪は業者の責任か。

建設課長

図面については地域に全て周知していなかったで、今後、毎年総会時等において新しい図面と一覧表で周知する体制をとりたい。雪対策全般の課題として、①近年の大雪や吹雪の回数の多さの対応、除雪機械の老朽化、人材確保、排雪ダンプの確保といったことがあげられる。②朝2時の気象状況、現場状況を勘案し除排雪作業に入るが、状況により以前に入ることが見られたので効率化を図っていきたい。③雪対策協議会の制度が始まり、今年で7年目になり、色々な課題が掘り起こされているので、いま一度可能などから改善したい。④町営住宅の部分で、町道の排雪と町営住宅区域内の除排雪のさらなる充実をしていかなければならない。最後に近年吹雪でも無理な外出が見られるので、住民への道路防災の啓発をしなければならぬと考えている。空き地に溜めた雪の運搬も委託内容に入っており、町が最終的に管理している。

柏樹委員

除雪作業が午前1時過ぎから入る地域があるが、改善策はあるか。排雪の時期を雪対策協議会で決定しているが、もっと町が関与しても良いのでは。

建設課長

業者に改善等について指導等を強くし、平成25年度に向けて、例えば別ルートができないかなども含め検討したい。排雪時期は、天候に左右され後手後手に回っているので、事務局として早めの対応をしていきたい。

小早川委員

どこに住んでいても排雪費は等しく負担すべきと思うが、今後の当別町の雪対策の考え方は。

柏樹委員（関連質問）

負担のあり方は色々なところで議論になっているが、住民の負担と町の負担は合わ

せて検討すべきで、根本的な住民負担のあり方について伺う。

副町長

除雪の住民負担について、平成 18 年に各町内会で説明会を開き、理解をいただき現在に至っているが、課題はたくさんあり、見直すべきものは見直していかなければならないと考えている。

柏樹委員

町営住宅の周りの除雪、排雪はされているが、不十分な棟と棟の間の排雪のあり方について。また町営住宅の修繕費内容は、

建設課長

町道と町営住宅区域内の除排雪は分けながら実施している。町営住宅は高齢者、独居が多く、福祉部局と連携し効率の良い町営住宅の除排雪対策等に当たっていききたい。修繕費は、建具、給排水、ガス、軒下、電気等 125 件の修繕があった。

島田委員

雪捨て場でダンプの台数のチェック体制はどうなっているか。

建設課長

受託業者から各堆積場ごとの報告を受け、書面でチェックをしている。

島田委員

雪捨て場で各業者のダンプが何台入ったかをわかるようにすべきと思うが、改善する余地はないのか。

建設課長

独立したチェック体制の検討は、雪対策協議会の役員会で改善を検討している部分もあり、今年度より改善できるところから作業に入っていきたい。

歳入

柏樹委員

法人町民税の滞納繰越をいくら不納欠損処理をしているが、件数と理由は。また固定資産税現年度課税分を不納欠損しているが理由は。

納税課長

法人町民税は、地方税法第 15 条の 7 第 4 項による納税義務の消滅によるもの。件数は 4 件。固定資産税は、町内にアパートを持っていた不動産業者が競売により、無財産となったため、地方税法第 15 条の 7 第 5 項により今後徴収の見込みがない、また会社存続の見込みがないため即時消滅をかけたものである。

柏樹委員

基準財政需要額の積雪度の級地変更で、今回交付額が増加したが、今後の人口の増減で給地の変更に影響が発生するのか。

財政課長

積雪度の変更のあった部分は人口増の影響ではなく、算定の根拠になっている道路橋梁費の面積等部分であるため、面積等で増減があった時に影響が出てくると考えている。

後藤委員

コンビニ収納の全体の割合はどの程度あるのか。

納税課長

コンビニ収納の実績は、本年度、前年対比で件数 120%、税額で 116%。収納の割合は件数で 42%、税額では 25%となっている。

後藤委員

財政健全化の審査意見書に概ね良好状態にあると認められ今後とも健全化に向け努力されたいという意見をいただいたが、監査委員の感想をいただきたい。

代表監査委員

財政適正化計画に基づき、平成 24 年度には、実質公債費比率が 17%に達したことで、予定どおり進んだと評価した。今後も財政健全化に向けていただきたい。

柏樹委員

差押えの件数は。また住宅使用料で 1 円も払わなかった戸数はあるのか。

納税課長

財産差押え件数は平成 24 年度は 175 件。

建設課長

平成 24 年度住宅使用料を 1 円も納入してない件数は 8 件。

柏樹委員

コンビニ以外に納入の利便性を高める方法はあるか。町営住宅の駐車場で雪庇が落ちた事故があったがその後対応策は。

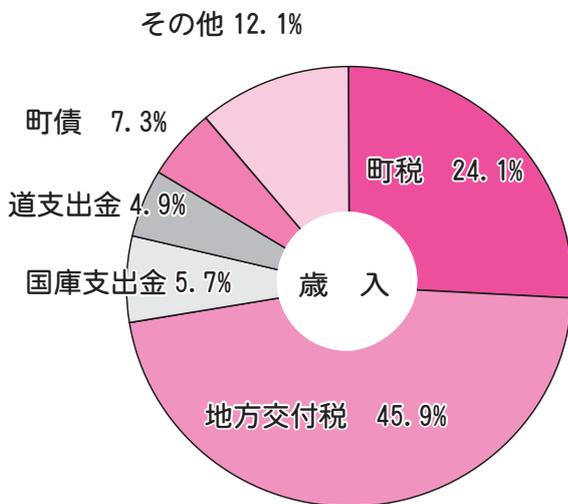
納税課長

利便性を高める方法として、クレジットカードによる納付方法とインターネットバンキングによる納付方法があり、検討したが、手数料の負担、また様式が異なりシステム改修が多額となることから見送っている。

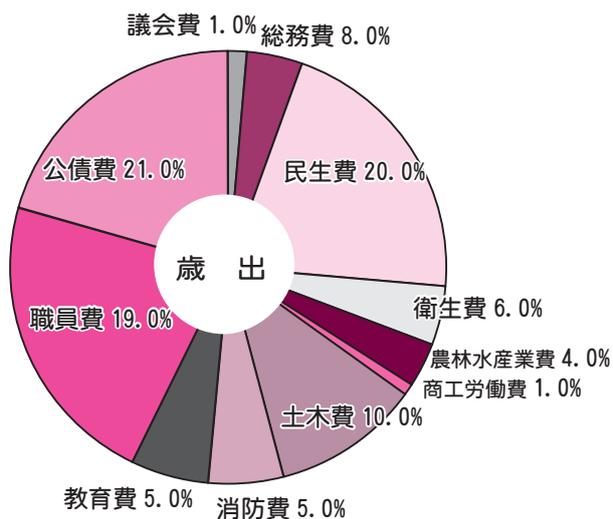
建設課長

事故後、町内会、団地内にチラシ等による周知やパトロールの強化で事故防止にあたる。

一般会計歳入歳出の割合



区分	平成 24 年度決算額	平成 23 年度決算額	対前年増減
1. 町税	20 億 1,046 万円	19 億 8,734 万円	2,312 万円
2. 地方譲与税	1 億 5,952 万円	1 億 7,078 万円	▲ 1,126 万円
3. 利子割交付金	417 万円	514 万円	▲ 97 万円
4. 配当割交付金	178 万円	173 万円	5 万円
5. 株式等譲渡所得割交付金	48 万円	45 万円	3 万円
6. 地方消費税交付金	1 億 7,058 万円	1 億 7,350 万円	▲ 292 万円
7. ゴルフ場利用税交付金	3,178 万円	3,829 万円	▲ 651 万円
8. 自動車取得税交付金	3,365 万円	2,819 万円	546 万円
9. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	783 万円	809 万円	▲ 26 万円
10. 地方特例交付金	554 万円	2,672 万円	▲ 2,118 万円
11. 地方交付税	38 億 1,811 万円	37 億 1,775 万円	1 億 36 万円
12. 交通安全対策特別交付金	362 万円	375 万円	▲ 13 万円
13. 分担金及び負担金	5,915 万円	6,123 万円	▲ 208 万円
14. 使用料及び手数料	1 億 5,904 万円	1 億 6,137 万円	▲ 233 万円
15. 国庫支出金	4 億 7,653 万円	7 億 2,882 万円	▲ 2 億 5,229 万円
16. 道支出金	4 億 726 万円	7 億 4,728 万円	▲ 3 億 4,002 万円
17. 財産収入	1,996 万円	1,514 万円	482 万円
18. 寄附金	8,448 万円	1,900 万円	6,548 万円
19. 繰入金	6,319 万円	1 億 8,402 万円	▲ 1 億 2,083 万円
20. 繰越金	1 億 1,414 万円	2 億 6,995 万円	▲ 1 億 5,581 万円
21. 諸収入	8,851 万円	1 億 2,156 万円	▲ 3,305 万円
22. 町債	6 億 596 万円	8 億 2,056 万円	▲ 2 億 1,460 万円
合計	83 億 2,577 万円	92 億 9,068 万円	▲ 9 億 6,491 万円



区分	平成24年度決算額	平成23年度決算額	対前年増減
1. 議会費	1億532万円	1億1,906万円	▲1,374万円
2. 総務費	6億3,446万円	9億3,508万円	▲3億62万円
3. 民生費	16億2,872万円	16億1,125万円	1,747万円
4. 衛生費	4億9,536万円	5億685万円	▲1,149万円
5. 農林水産業費	2億9,853万円	6億4,349万円	▲3億4,496万円
6. 商工労働費	7,760万円	1億3,470万円	▲5,710万円
7. 土木費	8億2,966万円	7億4,911万円	8,055万円
8. 消防費	4億2,679万円	4億737万円	1,942万円
9. 教育費	4億901万円	6億8,269万円	▲2億7,368万円
10. 災害復旧費	5千円	5千円	0千円
11. 公債費	17億2,299万円	18億1,416万円	▲9,117万円
12. 職員費	15億3,019万円	15億7,278万円	▲4,259万円
13. 予備費	0円	0円	0円
合計	81億5,863万円	91億7,654万円	▲9億9,465万円

会計名	歳入	歳出	差引額
一般会計	83億2,577万円	81億5,863万円	1億6,714万円
国民健康保険特別会計	22億6,240万円	22億6,947万円	▲706万円
下水道事業特別会計	9億4,550万円	9億2,582万円	1,968万円
農業集落排水事業特別会計	8,450万円	8,450万円	0円
介護保険特別会計	11億4,915万円	11億4,160万円	754万円
介護サービス事業特別会計	7,481万円	7,385万円	95万円
後期高齢者医療特別会計	1億8,255万円	1億7,909万円	346万円

水道事業会計

	収入	支出
収益的収支	4億161万円	3億6,069万円
資本的収支	4億4,712万円	5億8,072万円

収益的収支とは

水道水をつくり、家庭などに送り届けるために必要な支出と、その財源となる収入のことです。

資本的収支とは

水道施設を更新・整備するために必要な支出と、その財源となる収入です。



起草委員会

委員長 小早川 孝 男
 委員 石川 和 栄
 委員 山田 明
 委員 西村 良 伸

平成24年度当別町各会計決算審査特別委員会
 古谷陽一委員長（写真左）市川正副委員長（写真右）

※決算委員会の審査結果の報告文書を作成する委員会